

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日：2026年7月30日

株式会社ニューズドテック

代表取締役社長 栗津 浜一

問合せ先： 常務取締役コーポレート本部長 木村 かおる

03-3526-2755

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、内部監査等の機能強化を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
栗津株式会社	1,186,000	56.5
谷家 衛	255,290	12.2
木村 かおる	229,500	10.9
あすかホールディングス株式会社	156,005	7.4
ブルーベル・エス株式会社	85,097	4.1
株式会社E x c e l l e n t O n e	85,097	4.1
マメ太郎ホールディングス株式会社	50,000	2.4
戸田建設株式会社	20,000	1.0
今山 節治	10,000	0.5
吉崎 静	8,511	0.4

支配株主名	栗津株式会社
-------	--------

補足説明 更新

栗津株式会社は、当社代表取締役社長である栗津浜一が議決権の100%を自己の計算において所有する資産管理会社であります。

3. 企業属性 更新

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	4 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 大貴	他の会社の出身者											
齋藤 利勝	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 大貴	—	—	テレビ局アナウンサーとしての豊富な取材体験、豊富な経験と幅広い視点から当社の業務執行に対する監督・助言等をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレート・ガバナンスの実現に貢献いただけると判断しております。
齋藤 利勝	—	—	事業の最前線で活躍された経験に基づく優れた経営判断能力と事業運営に関する豊富な知見を有していることから、独立、公正な立場からの的確な提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレート・ガバナンスの実現に貢献いただけると判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査法人、内部監査担当者は、定期的に意見交換（三様監査）を行い、相互の連携を高め、業務の適法性・妥当性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※ 1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 竜也	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 竜也	—	—	公認会計士として監査法人及び事業会社において財務・会計・内部統制に関する豊富な経験と専門的知見を有しております。 また、上場準備会社に対するアドバイザリー業務や上場企業における経理・開示業務等に従事し、企業経営及びガバナンスに関する高い見識を有していることから、当社の監査体制の強化に適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社社内取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で年間の報酬限度総額の上限を決議しており、取締役会では、役員ごとの個別報酬の決定を代表取締役に一任することを決議しております。

代表取締役は役員報酬内規の規定に則り、役位、職責等を総合的に勘案して、役員ごとの個別報酬を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては、日常的にメール等を利用して情報共有に努め、重要事項については、議案内容や取締役会資料を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて事前説明を行い、審議や意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役(うち、社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び取締役会規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ. 監査役

当社の監査役は常勤の社外監査役1名であります。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して適宜必要な意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。

ハ. 会計監査 更新

当社はそうせい監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

二. 責任限定契約 更新

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く)及び監査役との間に、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性・健全性の確保、環境変化に迅速に対応するため、取締役会設置会社かつ監査役設置会社としており、取締役の職務執行に対しては取締役会による監督及び監査役による監査を行っております。当業界に明るい社外取締役2名、社外監査役1名を選任しており、上場企業として必要なガバナンス体制について指導・提言をいただける体制としております。こうしたことから、当社の現在の事業規模及び業務執行の状況に照らして、適切なガバナンス機能を十分発揮することができるものと考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討した上で、議決権を行使できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月決算であり株主総会は7月開催となるため、集中日を回避したものとなっていると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR 資料をホームページ掲載 更新	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、開示情報や決算情報、発行者情報についても掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を IR 担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク管理規程及びコンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、コンプライアンス管理規程を定め、啓蒙活動を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図ります。また、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

V. その他

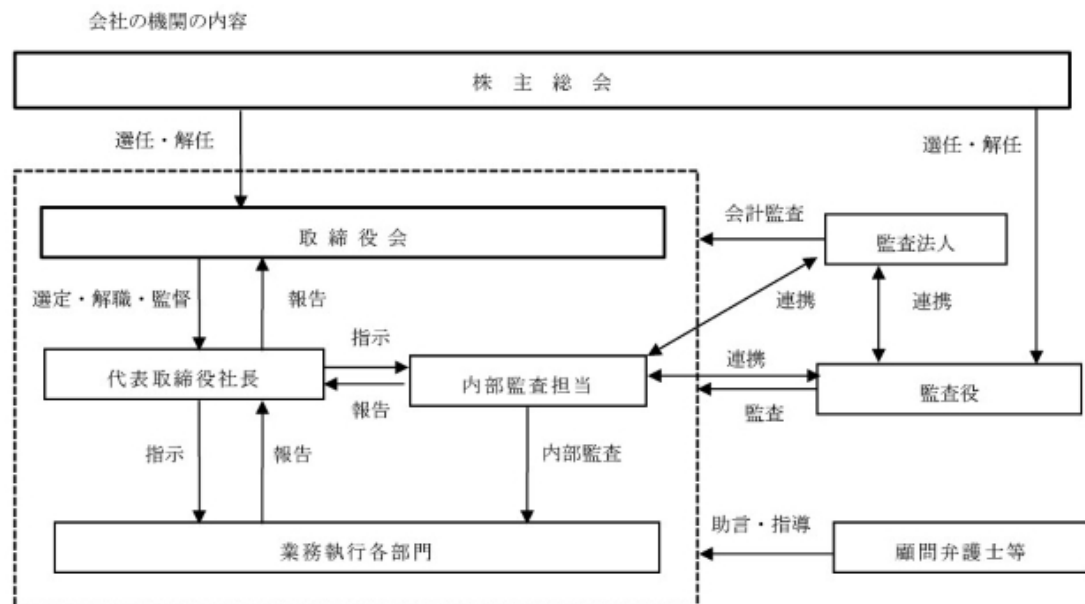
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

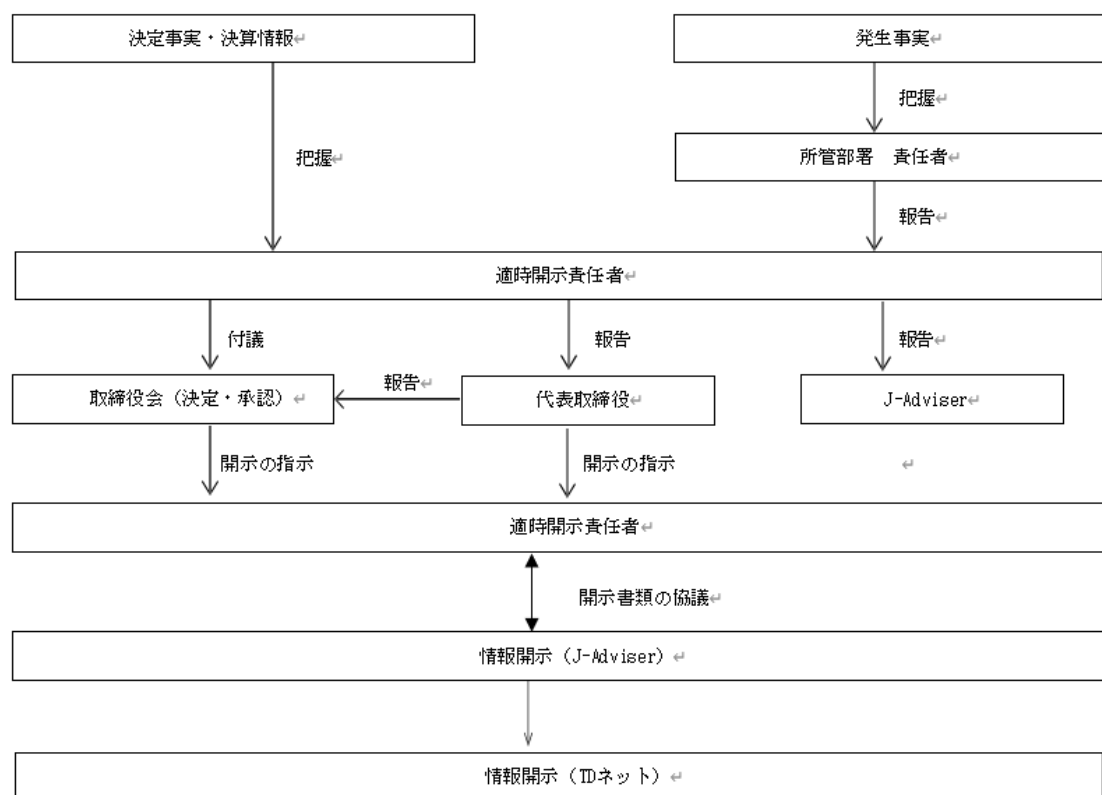
模式図を参考資料として添付いたします。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりであります。



以上